

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第5号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第29条第1項又は給与等条例第24条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、通勤届（様式第1号）又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。当該条項の職員たる要件を具備する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、また同様とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(新幹線鉄道等及び高速自動車国道の利用に係る職員)</p> <p>第4条の2 給与条例第29条第1項第1号及び第3項並びに給与等条例第24条第1項第1号及び第3項の人事委員会規則で定める職員は、<u>新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）</u>又は高速自動車国道を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上である職員若しくは通勤時間がおおむね90分以上である職員又はこれらに相当する程度に通勤することが困難である職員として人事委員会の定める職員とする。</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第29条第1項又は給与等条例第24条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、通勤届（様式第1号）又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。当該条項の職員たる要件を具備する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、また同様とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 始業又は終業の時刻の変更があった場合（新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）又は高速自動車国道を利用して通勤している職員に限る。）</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(新幹線鉄道等及び高速自動車国道の利用に係る職員)</p> <p>第4条の2 給与条例第29条第1項第1号及び第3項並びに給与等条例第24条第1項第1号及び第3項の人事委員会規則で定める職員は、新幹線鉄道等又は高速自動車国道を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上である職員若しくは通勤時間がおおむね90分以上である職員又はこれらに相当する程度に通勤することが困難である職員として人事委員会の定める職員とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号中

「

届出の理由（該当する□にレ印を付する。）		□ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)	を
□ 新規（異動の場合を含む。）	□ 住居の変更		
□ 通勤経路又は方法の変更	□ 運賃等の負担額の変更	年 月 日	
□ その他（)			

」

「

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の通勤手当に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。